

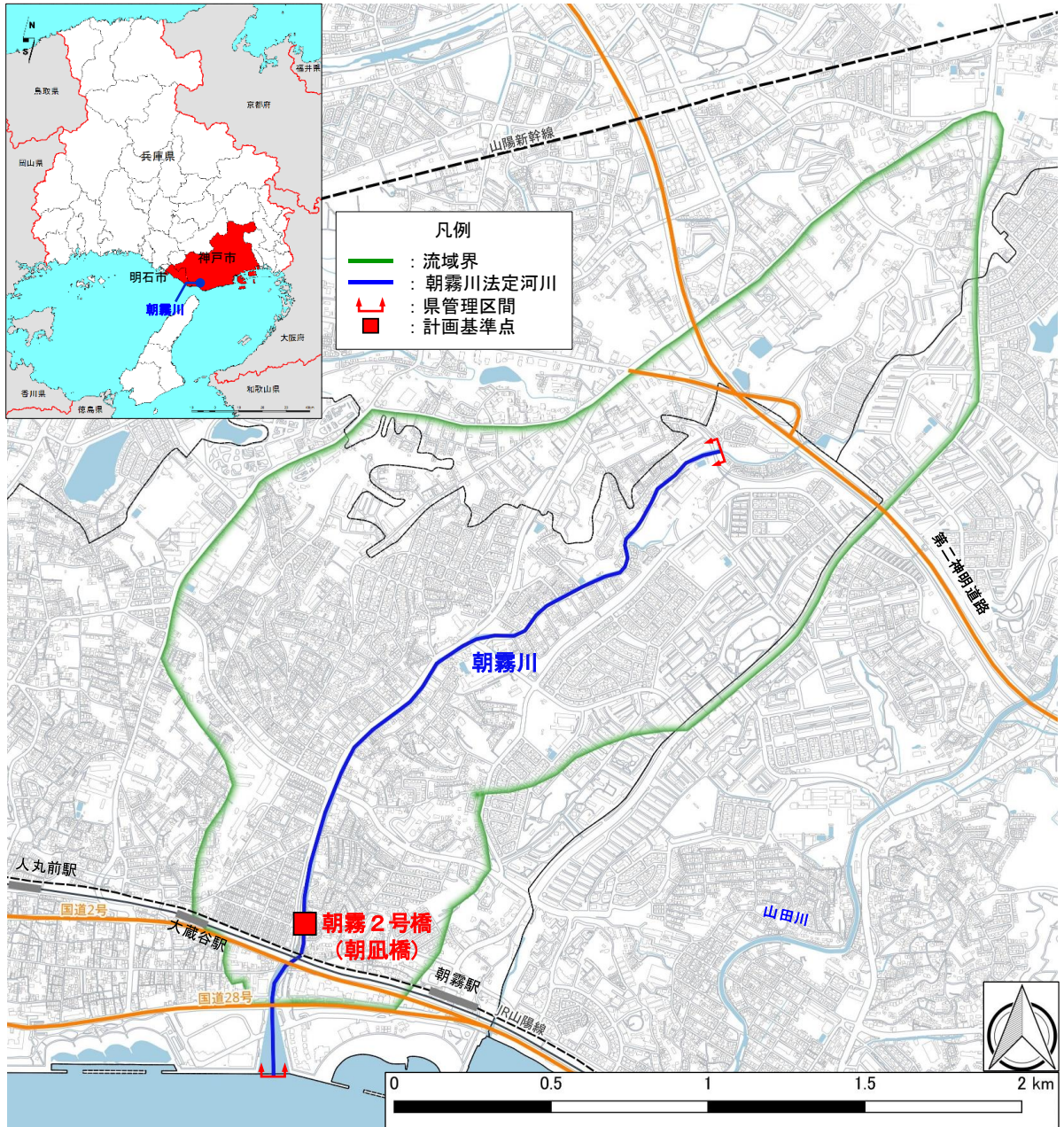
朝霧川水系河川整備基本方針（案）

令和 8 年 8 月

兵 庫 県

朝霧川水系河川整備基本方針 目次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	1
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	4
2. 河川整備の基本となるべき事項	6
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	6
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	6
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 ..	6
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため 必要な流量に関する事項	7



基盤地図情報（基本項目）（国土地理院）に加筆

図 朝霧川流域図

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

【河川の概要】

朝霧川^{あさぎりがわ}は、その源を伊川谷長坂の台地に発し、明石市の中央部を流れ、播磨灘^{はりまなだ}へと注ぐ法定河川延長 2.690km、流域面積約 3.7km²の二級河川である。

朝霧川の河床勾配は、下流部で 1/130 程度、中流部で 1/70 程度、上流部で 1/60 程度である。

【流域の概要】

朝霧川流域は、明石市および神戸市垂水区、西区に属し、流域内人口約 33,500 人（令和 2 年国勢調査データ等より推算）である。流域の土地利用は、全体の約 80%が市街地となっている。朝霧川の横断する主要な交通網として、鉄道では山陽電鉄本線および JR 山陽本線が横断し、道路では上流から第二神明道路、国道 2 号、国道 28 号が横断している。全域において、大規模な土地造成が行われており、市街化が顕著である。

【地形・地質】

朝霧川は、明石台地および明石川低地からなる。

明石川左岸は台地地形であり、数段の段丘より構成される。そのうち高位段丘が流域の北側に位置する。河川沿いには谷底平野及び氾濫原が分布し、流域の東側には、人工改変地が分布する。

地質は、砂礫がち堆積物および礫がち堆積物、砂礫からなる堆積物の未固結堆積物となっている。河川沿いに分布する砂礫がち堆積物は沖積平野を形成する。礫がち堆積物は主としてチャート、流紋岩類などから構成される。砂礫からなる堆積物は、明石市西部の海岸によく露出し、明石累層と呼ばれ、砂礫、淡水成粘土層が主体となる。

【気候】

朝霧川流域では、降雨が少なく温暖な瀬戸内気候地域に属している。

明石観測所の年平均気温は 15.8℃で、全国平均の 14.7℃よりも高い。年間平均降雨量は、1,073mm であり、全国平均の 1,611mm よりも少ない。平均日照時間は 2,076 時間である。（明石観測所 1992 年～2010 年の平均値（気象庁 HP））

また、気温と降水量の月別変化を見ると、月平均の最高は 8 月の 27.6℃、最低は 1 月の 5.2℃で、降水量は 6 月に多く、冬期は少ない。

【自然環境】

朝霧川流域は約 4%が森林であり、植生はアベマキ・コナラ群集、竹林等から構成されている。また、朝霧川流域が流入する明石海峡は、瀬戸内海国立公園に指定されており、当該流域は特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定されている。

朝霧川水系は河道特性や整備状況等から、感潮区間を含む下流域、その上流の奥山橋までの中流域、奥山橋より上流の上流域に区分される。

河口から朝風橋までの下流域は、感潮区間となっており、河床は主に砂礫で浅い水域が連続する。汽水域には重要種であるニホンウナギ、タケノコメバル、ミミズハゼ、ヒガタヨコイトカケギリガイ、ヤマトカワゴカイ、カワゴカイ属、スナゴカイ等の魚類、底生動物が生息し、重要種であるウミネコ等の鳥類が採餌、休息の場として利用している。水辺付近は重要種であるクロベンケイガニ等の底生動物が生息している。

朝風橋から奥山橋までの中流域は、河床は主に砂礫となっており、瀬が連続するが、一部で淵や水際に植生のある緩流域が見られ、寄洲には重要種であるハンゲショウやオギノツメのほか、セイバンモロコシ群落等の植生が分布する。また、植物の特定外来生物であるオオキンケイギクが確認されている。瀬には回遊種であるモクズガニ等の底生動物が生息している。淵や水際に植生のある緩流域は、重要種であるドジョウ、ヒラマキミズマイマイ等の魚類、底生動物の生息環境となっている。また、水辺付近は重要種であるセグロセキレイ等の鳥類の採餌場となっている。

奥山橋から法定河川区間上流端までの上流域は、主にコンクリート三面張りで瀬が連続しているが、一部が砂礫底となっており、淵や水際に植生のある緩流域がみられ、寄洲には重要種であるハンゲショウのほか、セイトカアワダチソウ群落等の植生がみられる。また、植物の特定外来生物であるオオカワヂシャ、オオキンケイギクが確認されている。瀬には、回遊種であるモクズガニ等の底生動物が生息している。淵や水際に植生のある緩流域には重要種であるミナミメダカ等の魚類が生息している。また、水辺付近は重要種であるセグロセキレイ等の鳥類が採餌、休息の場として利用している。

【歴史・文化】

朝霧川が位置する明石市は、今から 200 万年前の大きな湖の底であったとされており、西八木海岸の崖などからアカシゾウやシカマシフゾウの化石が多数出土している。昭和初め頃に西八木海岸で発見された人骨は、今から 6～7 万年前の地層から人工の木器が見つかったことにより、近畿地方で最古の人類が住んでいた

ことが明らかとなっている。

古墳時代には、登窯（窖窯）を使って高温で焼いた硬質の土器をつくる技術が朝鮮半島から伝わり、紀元前 3 世紀には朝鮮半島から米づくりの技術が伝わった。明石の大久保町から魚住町にかけては、焼き物づくりに適した粘土と燃料になる薪が豊富で、古くから焼き物を盛んに作っていた。

3 世紀の末から畿内を中心に、集団の首長のための墓である高く盛り土した古墳を作り始めた。神戸市垂水区の五色塚古墳や魚住町の幣塚古墳は、この時期の明石の地域を支配した有力な豪族の墓である。

古代から東西交通の要にあたるところから、奈良時代には大宰府に通じる山陽道が東西に走り、郡衙・駅家がつくられた。この時期は国分寺などの造営に関連して、須恵器と共に瓦を焼いた窯が多くつくられた。

江戸時代には、二代将軍徳川秀忠の命を受けた小笠原忠政は、幕府の援助と姫路藩主本多忠政の協力を得て明石城を築き、この地域は、城下町として栄えた。明石川から西の地域は印南野とよばれる大地が広がり、大きな川がなく稲作に必要な水を容易に手に入れることができなかったため、代々の藩主は、藩を豊かにするため掘り割りやため池をつくり、積極的に新田開発を進めた。

1871 年の廃藩置県で明石藩は明石県となったが、1876 年には兵庫県に編入された。明石市は 1919 年 11 月 1 日に市制を施行し、その後 1942 年には林崎村と合併した。

1945 年には太平洋戦争で明石市も 6 回にわたり空襲を受け、市街の 6 割を消失し、戦後の復興期を経て、1951 年には明石郡大久保町・魚住村・加古郡二見町と合併し、ほぼ現在の市域となった。

1960 年代から始まった高度経済成長は、都市圏への人口集中という都市化現象をもたらし、阪神圏に近い明石市にも都市化の波が押し寄せ新しい町づくりに取り組むことになった。

朝霧川流域周辺には、国および県、市指定、登録の書跡や建造物や史跡等の文化財が存在する。その内、流域内には、古墳時代に作られた明石市指定のカゲユ池古墳（1 号墳）が存在する。そのうち、延享元（1744）年 8 月、後桜町天皇の父で第 115 代・桜町天皇が古今集伝授に際して奉納されたさくらまちてんのうしんかんおよびいちざ桜町天皇宸翰及一座いちざたんざく短 籍 などの国指定の書跡が存在する。

【河川利用】

朝霧川の中流部では、親水区間が整備されており、地域住民の憩いの場となっている。また、地域の活動団体により、清掃活動と生き物の観察会が実施されるなど、地域と連携した河川管理や行われているほか、環境学習の場として利用さ

れている。

朝霧川水系には水利権および内水面漁業権は存在していない。

【治水事業の経緯】

朝霧川では過去の洪水により甚大な被害が発生している。主なものとして、昭和 42 年 7 月台風 7 号による水害では多くの家屋浸水被害が生じた。

朝霧川の改修事業としては、河口部が低平地のため、高潮の影響を受ける区間であり、昭和 50 年より高潮対策事業として防潮堤が整備されている。さらに、平成 3 年度より都市小河川改修事業として、朝霧町 1 丁目から大蔵谷奥までの 1,170m において、河道整備が実施されている。

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

【朝霧川の川づくり】

流域内の人命、財産を守るとともに、豊かな自然と水辺環境をよりよい姿で未来にわたって引き継いでいくため、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水を4つの柱とした「“ひょうご・人と自然の川づくり” 基本理念・基本方針」に基づき、河川の現状、水害の発生状況、河川利用、河川環境等を考慮するとともに、総合治水条例や神戸市および明石市のまちづくり計画等を踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図ることを基本方針とする。

【洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項】

災害の発生の防止又は軽減に関しては、流域の重要度や過去の災害実績等から定めた計画規模に気候変動の影響を考慮した降雨で発生する洪水や高潮等から沿川住民及び資産等を守ることを目標とし、河積の拡大等の河道改修並びに河川管理施設の整備及び機能維持に努めるとともに、高潮等についても海岸管理者と連携しながら整備を進め、浸水被害の防止又は軽減を図る。

加えて、改修途上段階における施設能力以上の洪水や高潮等や、計画規模を超過する洪水や高潮等による被害軽減を図るため、ハザードマップの周知・活用、情報伝達体制の充実、避難訓練等の減災対策や、公園等における雨水貯留浸透機能の確保、森林の適正管理等の流域対策を組み合わせた総合治水の取組を沿川住民や関係機関と連携して推進する。また、河川の親水利用に関して、局地的大雨等により急激な水位上昇が起こるおそれがあることから、注意喚起看板等により、河川利用者への注意喚起を図る。

【河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項】

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、流況の把握とともに、関係機関と連携して必要な流量の確保に努める。また、新たな水需要が発生した場合には、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

さらに、渇水、震災等の緊急時には、関係機関と連携して適切な河川水の利用が図られるように配慮する。

【河川環境の整備と保全に関する事項】

河川環境の整備と保全にあたっては、健全な水循環や人と自然の豊かなふれあいの回復を目的とし、関係機関・沿川住民と連携して生態系・自然環境の保全や創出を図る。

河川改修を行うにあたっては、河川の横断的・縦断的な連続性等に配慮し、多

様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境の保全と創出を図る。

下流域では、重要種であるタケノコメバル、ニホンウナギ、ミミズハゼ、ヒガタヨコイトカケギリガイ、ヤマトカワゴカイ属、スナイソゴカイ等の魚類、底生動物が生息している汽水域等を保全する。

中流域では、モクズガニや重要種であるドジョウ、ヒラマキミズマイマイ等の魚類、底生動物が生息している瀬、淵、水際植生を保全するため、河床掘削等を行う場合は、みお筋が再生される掘削形状を検討するなど、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を図る。

上流域では、モクズガニや重要種であるミナミメダカ等の魚類、底生動物が生息している淵や水際植生の保全・創出を図る。また、川幅を拡幅する場合には、新たな生息環境の創出に努める。

水際植生については、重要種であるハンゲショウ、オギノツメが生育する水際の保全に配慮する。

なお、特定外来生物（オオキンケイギク等）は、維持管理工事にあわせて駆除するほか、関係機関と連携しながら駆除に取り組む。

また、住宅や道路が近接し、沿川住民の目に触れる機会が多いことから、地域住民と連携し、周辺の環境や河川利用者の安全確保に配慮した河川空間の創出に努める。

水質については、今後もさらなる改善が図られるよう、流域全体で水質の保全に努める。

河道を維持管理する際は、治水上支障のない範囲での堆砂土砂の存置や、捨石などによる多孔質の環境の整備など、可能な限り河川の横断的・縦断的な連続性に配慮し、周辺環境と調和した河川環境の保全と創出を図る。

【河川の維持管理】

河川の維持管理にあたっては、「洪水等による災害の発生の防止又は軽減」「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」「河川環境の整備と保全」といった治水・利水・環境の観点から、適正に実施する。

河道や河川管理施設については、自然環境への影響を考慮しながら、洪水が安全に流下するよう適正な維持管理を行う。

また、橋梁等の許可工作物については、治水・利水・環境相互に支障を来すことなく河川の機能が十分発揮できるよう、指導・監督等を行う。

河川水の利用に関しては、生物の生息・生育・繁殖環境の保全及び安定的な水利用が可能となるよう関係機関との連携のもと流水の正常な機能の維持に努めるとともに、良好な水質を維持・向上するため、沿川住民の水質に対する意識の啓

発に努める。

また、沿川住民等関係者に河川に関する情報を発信することにより、朝霧川が地域の財産であるという意識や大雨時における河川の危険性に対する防災意識を高め、沿川住民自らが主体的に川を守り育て、安全に川に親しめる社会づくりを推進する。

2. 河川整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量は、気候変動により予測される将来の降雨量の増加を考慮した結果、基準地点朝霧 2 号橋（朝風橋）において $95\text{m}^3/\text{s}$ とし、これを全て河道に配分する。

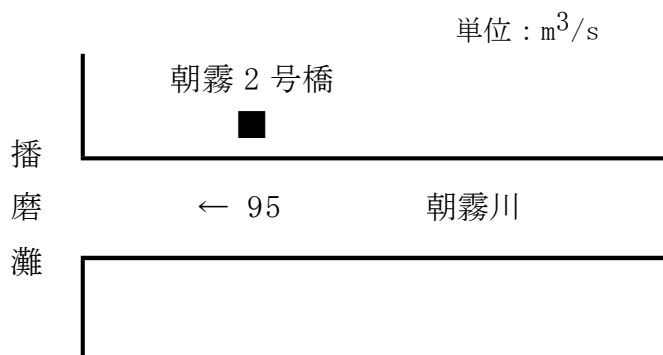
基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
朝霧川	朝霧 2 号橋 (朝風橋)	95	—	95

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点朝霧 2 号橋（朝風橋）において $95\text{m}^3/\text{s}$ とする。

朝霧川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 (T. P. m)	川幅 (m)
朝霧川	朝霧 2 号橋 (朝風橋)	0.50	3.81	8

注) T. P. : 東京湾平均海面

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

景観や動植物の生息・生育・繁殖に配慮した流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、流況の把握、その他河川及び流域における諸調査を行う等、引き続きデータの蓄積に努め、今後、さらに調査検討を行った上で決定するものとする。